平成２２年（フ）第３６９号
神戸市中央区籠池通４丁目１番50―408号
債務者　村井　春美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2184番地２
債務者　井上　直幸
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
和歌山市岩橋127番地
債務者　土井　理小
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８６１号
東京都葛飾区水元３丁目10―17
債務者　荻原　秀幸
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８６７号
東京都葛飾区小菅３丁目９―14―２―２
債務者　川島　真由
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９６３号
東京都江戸川区北小岩３丁目18―７―101
債務者　松木　　清
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９６４号
東京都江戸川区北小岩３丁目18―７―101
債務者　松木袈江子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９６５号
東京都目黒区平町２丁目５―11―202
債務者　小嶋　純子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９６６号
東京都府中市武蔵台３丁目32―７―202
債務者　大久保忠充
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９７８号
東京都世田谷区上馬４丁目11―11―101
債務者　森本かおり
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９９１号
東京都江戸川区西瑞江４丁目12―３―Ａ303
債務者　嶋津　丈夫
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６００８号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西６丁目２―１―502
債務者　北川　夏芽（旧姓楢田）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０６１号
東京都稲城市向陽台５丁目10―４―116
債務者　佐藤千亜樹
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０７３号
神奈川県横浜市南区大岡１―30―６　スカイピア弘明寺第２―203、住民票上の住所東京都板橋区板橋３丁目21―８
債務者　牟田口貴子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０８３号
東京都東久留米市滝山６丁目１―27―404
債務者　野口　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０８４号
埼玉県川越市砂新田４丁目５―８　ビューハイツＡ305
債務者　柏木　孝行
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部